

平成30年第4回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 平成30年12月20日 午前10時00分 開会
午前11時29分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	企画部長	飯島要介
総務部長	吉村雅央	市民生活部長	松村昇道
市民生活部理事	木村喜哉	都市整備部長	増井良之
産業観光部長	池原博文	保健福祉部長	巽重人
保健福祉部理事	中井浩子	教育部長	岸本俊博
教育委員会理事	吉川正人	上下水道部長	西口昌治
会計管理者	門口昌義		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明	書記	吉村浩尚
書記	高松和弘	書記	吉留瞳

6. 会議録署名議員 9番 増田順弘 10番 岡本吉司

7. 議事日程

日程第1 議第57号 葛城市行政組織条例の一部を改正することについて

日程第2 議第58号 葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙運動の公費負担に

- 関する条例の一部を改正することについて
- 日程第3 議第59号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第4 議第60号 葛城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第5 議第61号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第6 議第62号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第7 議第64号 平成30年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第8 議第65号 平成30年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第9 議第66号 平成30年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第10 議第67号 平成30年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第11 議第68号 平成30年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第12 議第69号 平成30年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第13 議第63号 平成30年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について
- 日程第14 発議第11号 認知症施策の推進を求める意見書
- 日程第15 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時00分

藤井本議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより平成30年第4回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

まず初めに、本定例会中に開催されました各常任委員会において所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について各委員長より報告を願います。

まず、総務建設常任委員長より報告願います。

9番、増田順弘君。

増田総務建設常任委員長 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、ご報告をいたします。

去る12月7日に本会議におきまして総務建設常任委員会に付託されました7議案及び本委員会所管の調査事項につきまして、12月14日9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について審査の概要をご報告申し上げます。

初めに、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてであります。

理事者からは、事業の進捗状況として、南側の歩道、車道の整備工事が11月末に完了し、駅前から東側の工事に関してはおおむね完成した。現在、9月の補正予算で計上した排水路の整備や近鉄敷地内との隣接箇所に設置するフェンスの工事などについて、今年度内に完了するよう工事を進めているところである。なお、未買収用地の交渉については、間もなく1件の交渉がまとまり、契約できる予定となっている。残り2件についても引き続き用地交渉を行っているところであり、今後も鋭意努力し、交渉してまいりたいという説明がありました。

委員からは、未買収用地のうち契約予定となっている1件についてはいつごろに契約できるのかという問いがあり、12月中に契約できる見込みであるという答弁がありました。

続いて、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてであります。

理事者側からは、事業の進捗状況として、現在、国道から東の交差点までの部分と国道から西側のイムラ封筒南側までの部分についてそれぞれ工事を行っている。水道管などの地下埋設物や電柱などの移設に期間を要したため工事が若干おくれており、当初、2月末に竣工する予定であった部分について1カ月ほど工期を延長させていただくが、今年度内には完了できる予定である。なお、未買収用地については交渉を続けているところであり、引き続き鋭意努力し、交渉してまいりたいという説明がありました。

次に、行財政改革に関する事項についてであります。

理事者側からは、現在のところ報告すべき事項はないということでございます。

最後に、公共バスの運行についてであります。

理事者側からは、コミュニティバスの利用状況として、平成30年4月から10月までの半年間における1日当たりの利用者数は、環状線ルートとミニバスルート合計で129.6人であつ

た。平成29年度の平均利用者数133.29人と比較すると若干減少している状況であるといった説明がありました。

また、利用促進に向けた取り組みの状況として、利用者からの要望で作成しているマイ時刻表の発行状況やコミュニティバスの運賃支払済証を提示すると特権を受けることができるぐらっとかつらぎ企画の協力店舗数などについても説明がございました。

なお、平成31年度をめどにコミュニティバスの運行ルートや運用形態に係る全体的な見直しを検討している法定協議会の状況について報告があり、8月に開催された法定協議会では、今後の公共交通に関する住民アンケートの実施について議論を行った。その結果、9月に市内在住の60歳以上を対象とした約3,000世帯に、郵送によるアンケート調査を実施した。最終的な回答率は55.3%であり、現在集計作業を行っている。アンケート結果については、12月中に開催される法定協議会において報告させていただく予定であるという説明がありました。

委員からは、平成31年度中をめどにコミュニティバスの全体的な見直しを図るということであるが、新たな体制となる時期については、具体的にいつごろを予定しているのか。また、現在のコミュニティバスの営業免許に有効期限はないのかという問いがあり、コミュニティバスの運行については国土交通省の出先機関である近畿運輸局奈良運輸支局において認可されているもので、今後営業許可が切れるというのではなく、奈良運輸支局に対して現行の運行形態の変更申請を行い、継続する形で進めていく。変更時期については、平成31年10月をめどに新たな公共交通形態に移行できるよう現在協議を進めているという答弁がありました。

なお、これら4つの所管事項については、今後も引き続き調査を進めることにいたします。

以上であります。このほかにも各委員からは活発な質疑がなされ、また多くの意見が出されており、これを付け加えまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

藤井本議長 次に、厚生文教常任委員会委員長より報告を願います。

7番、内野悦子君。

内野厚生文教常任委員長 皆様、おはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、ご報告をいたします。

去る12月7日の本会議におきまして厚生文教常任委員会に付託をされました7議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、12月17日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、ごみの減量化に関する諸事項についてであります。理事者からは、現在のところ報告すべき事項はないということでしたが、委員からは、大字笛堂のストックヤード建設事業の進捗状況についての問いがあり、11月27日、旧新庄クリーンセンター跡地利用の説明会を行い、建設後、稼働するまでには協定書を交わしていく提案等をさせていただいたという答弁がありました。

さらに、委員からは、地域住民の思いをくみ取れる形で事業を進めていただきたいとの要望がありました。

次に、学校給食に関する諸事項についてであります。

理事者からは、学校給食の米の調達について、葛城市産のヒノヒカリの調達が可能となり、来年1月から実施したいという報告がありました。

委員からは、葛城市産の米を使うことにより、米の購入単価に影響があるのか。100%葛城市産米は調達できるのか。給食費は値上がりになるのかとの問いがあり、1キロ当たり9円、年間40万円程度の負担経費が増加する。調達については新庄営農経済センターの協力を得て、100%葛城市産米を調達でき、給食費については平成31年度1月から葛城市産米の給食を実施するが、1月から3月分については本年度の給食予算の範囲内で賄い、値上げはないと考えている。新学期からについては、現在、給食運営委員会で検討中であるという答弁がありました。

最後に、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備についてであります。理事者からは、磐城小学校区学童保育所施設整備工事についての進捗状況の説明があり、東側に入る進入道路の確保を図りながら、現在基礎部分の工事をしている最中であり、12月中には完成する予定となっている。また、周辺の外構及び排水工事についても進めていきたいと考えている。また、磐城幼稚園の改築事業については、事前協議申請、開発許可申請、確認申請について少しおくらせているが、それ以外の工程については予定どおり進んでいるという答弁がありました。

委員からは、磐城幼稚園の敷地面積と今後の工事の進め方についての問いがあり、園児がのびのびと運動や遊びができ、園庭の確保、保育室の増室、リズム室の面積確保などから、敷地面積は依然と比べてふえているが、小学校との協議の上、拡張面積をできるだけ少なく済むように検討している。また、工事の進め方については、第1期の工事として現在の園庭に保育室6室と職員室を含む建築工事を実施し、第1期工事の新園舎に北園舎及び職員室と西園舎の引っ越しをして、北園舎、西園舎を解体する。続いて第2期の工事としては、解体した跡地に保育室3室とリズム室を含む建築工事を実施し、新園舎に南園舎が引っ越しし、南園舎を解体し、最後に園庭等の遊具の設置を行い、工事を完了する予定であるという答弁がありました。

また、委員からは、学童保育所を含む磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備の全体の計画図面を出してほしいという要望がありました。

なお、これら3つの所管事項につきましては、委員会としては今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

藤井本議長 次に、会期中に開催されました特別委員会の審査状況について、各委員長より報告を願います。まず、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会委員長より報告を願います。

11番、西井覚君。

西井道の駅かつらぎに関する調査特別委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、今定例会中に開催いたしました第2回道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の審査状況を

報告申し上げます。

まず、委員会については、12月14日午後2時から開催しております。

委員会では、協議会において理事者側に対し資料要求をしておりました道の駅かつらぎに関する全体事業費及び全体計画の資料、道の駅かつらぎにかかわる補助金返還に関する資料、道の駅かつらぎの整備に絡む柵の郷の移転先の地質調査に関する調査状況資料が提出されましたので、これらの資料について理事者より説明願ひ、内容などについて検証を行いました。

委員各位から、道の駅建設に関する事業費や計画変更に関する経緯や補助金の返還についてさまざまな意見が出されましたので、今後の委員会運営については、道の駅の建設に関する事業費、計画変更に関する事、補助金返還の問題、地質調査に関する事項の4つの検証項目を整理して、引き続き調査を進めていくことを確認いたしました。

なお、委員会といたしましては、道の駅かつらぎ建設に関する事務処理の問題について再発を防止するため、この真相を一刻も早く究明できるよう会議を開催し、調査を進めてまいります。

以上で本委員会の審査状況についての報告といたします。

藤井本議長 次に、旧町時代における未処理金調査特別委員会委員長より報告を願います。

14番、下村正樹君。

下村旧町時代における未処理金調査特別委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、今定例会中に開催いたしました第12回旧町時代における未処理金調査特別委員会の審査状況を報告申し上げます。

委員会につきましては12月19日午後0時10分より開催し、まず調査を進めるため記録の提出を求めることについて決定しております。請求する記録の内容につきましては、これまでの証人尋問の中で、平成20年12月11日以降に未処理金を管理していた農協の口座から、平成20年12月16日に弁之庄地内の地積更生の関係で25万円、また、平成29年7月25日に脇田・梅室線の道路拡幅の関係で27万円の現金を支出したという証言がございますので、それを証明する領収書などの記録や弁之庄の地積更生の関係書類などについて関係者に提出を求めることになっております。また、次回の証人喚問については、平成31年1月17日の午後1時から委員会を開催し、証人として5人の方に出席いただき、弁之庄の地積更正や脇田・梅室線の道路拡幅に関連する事項などについて証言していただくことになりました。

以上で本委員会の審査状況についての報告といたします。

藤井本議長 本定例会中に開催されました各常任委員会所管の調査事項及び特別委員会の審査報告は以上であります。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第57号から日程第6、議第62号までの6議案を一括議題といたします。

本6議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

9番、増田順弘君。

増田総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第57号から議第62号までの6議案について、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告申し上げます。

初めに、議第57号、葛城市行政組織条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、こども未来創造部の新設に至る背景やその利点、また部署名の選定理由について伺いたいという問いに対し、少子高齢化が進み、若者の労働力が希少化しているという日本社会全体としての情勢、葛城市においては人口がわずかながらも増加傾向にある中、年々多様化する保育ニーズへの対応が求められているといった情勢などを鑑み、広範多岐にわたる保健福祉部の所掌範囲のうち、こども・若者支援に係る部分を分離することによって、こども・若者支援に注力した施策を取り扱う部署として、これらのテーマに対して重点的に取り組むことができるという利点があり、職員が専門的な見地から現状の課題をしっかりと把握し、さまざまな施策を進めていける組織体制にすることが、葛城市としてよりよい未来に向かっての対応ではないかという思いから行政組織の改編を提案させていただいた。

また、部署名の選定に当たっては、県内市町村の事例も参考にさせていただきながら、市民の方々が部署名を聞いただけでその組織に対して希望が持てるようなよい名前がないか検討した結果、妊娠期から成人までの切れ目のない支援を行うこと、また、未来につないでいくといった意味や一緒に創造し、つくり上げていくという意味から、こども未来創造部という名称が最も我々が目指していたことをあらわしている名称であると考えたという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

次に、議第58号、葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

次に、議第59号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、議第60号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて及び議第61号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての3議案については一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

若干の質疑があり、3議案いずれも賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

最後に、議第62号、葛城市税条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

以上で総務建設常任委員会の報告といたします。

藤井本議長 以上で総務建設常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第57号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

8番、川村君。

川村議員 ただいま議第57号、葛城市行政組織条例の一部を改正することにつきまして、総務建設常任委員長の方からる報告がございました。私は、このことに対しまして、今回、葛城市の行政組織条例の一部改正、こども未来創造部の新設ということで上程していただいています。今回はこども・若者サポートセンターの全庁的総合調整機能を持つ、こども・若者サポートセンターを含むこども未来創造部の新設ということでございます。これまでも、ちょうど2年前からこども・若者サポートセンターというものができ上がりまして、葛城市民の子育て、また、おおむね40歳までの方たちのいろいろな社会的生活の困難、ずっと幼少期から引きずった形であったり、また、突然あらわれてくるようないろんなそういう症状に対しての相談窓口として新設されたものでございます。こども・若者サポートセンターを含む子育て福祉課とのこども未来創造部でございますが、やはり今、日本社会全体が非常に多様化する子育てニーズに重点を置いて対応する部署として、今回は福祉部から切り離すということでございますが、この機能につきましては非常に私も期待をしているところでございます。期待をするがゆえに、具体的にどんな方向に進めていただくかということは、子育てにかかわる皆さんが非常に興味のある内容であると思います。これが今までの紙ベースであった相談の内容が、関係部署との連携が非常ににくい状況であったりとか、また、今回教育部局との連携、学校との連携をどのような形に持っていくかということが最大の課題であると思います。この最大の課題である学校、そして福祉部、また保護者との連携、私も一般質問でさせていただきました、今、厚生労働省、また文部科学省からご提案のあります家庭、教育、福祉の連携「トライアングル」プロジェクトというものに対し、これから葛城市がこのような形をもって子育て福祉にしっかりと邁進していただきたいということを切に希望するところでございます。

今回、いろいろな悩みを抱えたお母さんたちの事例を私も述べさせていただいたところなんですが、保護者が安心して子育てができる環境の整備がこれからの少子高齢化にまた対応していく1つの要素にはなるということも、私はそういうふうに思わせていただいております。大いに期待しております子育て環境の整備、こども・若者サポートセンターを含むこども未来創造部の新設に、これからもいろんな課題に前向きに取り組んでいただいて、せっかく新しくつくる部でございます。市民の皆様が満足のいくような形でこの部が前向いていきますようお願いをいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第57号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第57号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第58号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第58号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第58号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第59号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

1番、杉本君。

杉本議員 日本維新の会、杉本訓規でございます。議第59号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、反対の立場で討論いたします。

本議案は、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、市議会議員に対して支給される報酬を引き上げる条例改正です。現在の葛城市において徹底した行財政改革を求めておられます。こうした中さまざまな行政課題を解消し、市民生活の向上を進めるためには、まずは議員みずからが身を切る覚悟が必要だと考えております。現時点においては議員の報酬を引き上げる状況にはないと思うとともに、限られた財源の中で市民の皆様の期待に応えるという観点からも、市民の皆様の理解は到底得られないと考えます。

以上の理由により、本議案に対し反対いたします。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

3番、吉村君。

吉村始議員 私は、議第59号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することに対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

さて、今回の条例改正につきましては、国家公務員に対する人事院勧告に基づいて、議員報酬についてもその適用を準用して議員の期末手当を0.05カ月引き上げるというものでございます。我々議員がいただいております議員報酬といえますのは、奈良県下12市ありますけれども、11番目に低い、下から2番目ということでございます。それもさることながら、世間で報道等でお騒がせしております政務活動費も現在のところは支給されていない、ゼロということでございます。先ほど杉本議員がおっしゃいましたように、行財政改革が求められ

ているということは全くそのとおりであります。我々自身の議員の質を高めていくということが大事だと思います。現在、政務活動費が支給されていない中で、議会報告に係るニュースとかそういうものをつくったり、あるいは勉強のために研修会、あるいは視察に行ったときに、自主的に行った場合、そのときの交通費あるいは参加費は自腹を切っているというような状況でございます。この議員報酬につきまして、私、2つの観点があると思います。1つは、議員の家族の生活を支える生活給という側面でございます。もう一つは、市民の暮らしを守り、議員の職責を果たすために必要最低限の額ということを認識しておりますので、先ほど申しましたように、そのためには今回の改定には、上げるということについては賛成をさせていただきたいと思っております。

なお、その前提条件といたしまして、私たち議員は質の高い、中身のある、市民の皆様のお役に立つ、そういった議員活動をしていかなければいけない、それを前提条件といたしまして私の賛成討論といたします。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

6番、谷原君。

谷原議員 おはようございます。日本共産党の谷原一安でございます。私は、議第59号、議員報酬の引き上げに反対の立場で討論に立ちます。

先ほど来から賛成討論、反対討論の中でもふれておられますけれども、人事院勧告に基づく公務員の給与改定に準じて我々の議員報酬を引き上げるという内容になっているものがありますけれども、私は、議員報酬が低ければいいとは考えておりません。先ほど吉村議員からもありましたように、議員の生活を支え、議員の質を高めていくという観点からも必要でありますし、葛城市の議員報酬が高いとも思いませんし、なおかつ政務活動費もないわけにありますから、その点については吉村議員の考えには賛同するところはありますけれども、今回、この条例案では議員報酬を国家公務員の給与引き上げ、人事院勧告に基づいて行うということが、どうも根拠が弱いというふうに私は考えております。なぜなら議員がいただいておりますのは報酬であります。したがって、月々の報酬月額は今度の人事院勧告による改定でも変わりません。にもかかわらず、期末手当分が人事院勧告における勤勉手当の引き上げに準じて期末手当を引き上げようというものであります。公務員の方々の期末・勤勉手当、いわゆるボーナス分のうち勤勉手当につきましては、これは、職員さんの働き具合、つまり人事評価とリンクさせてその額をこれから決めていこうかということが今後議論されていくわけがありますけれども、議員の場合は勤勉手当というのはありませんから、その分を期末手当として引き上げると、そういう内容になっているわけがあります。私は、この点から、議員の報酬を職員の給与のあり方に準じて、それも一部だけとって引き上げるというのは非常に無理があると考えております。したがって、私は、議員の報酬のあり方については議会改革特別委員会において、先ほどありました政務活動費のあり方、議員の生活費のあり方、そういうことを議員みずからがしっかりと議会改革特別委員会の中で検討した上で、条例として提案すべきものだろうと考えます。このような形で自動的に公務員の方々の給与改定とともに議員報酬の一部が改定されるということについては、私としては、議員が責任を

持ってみずからの報酬について考えるという機会を失うものでありますから、私は今回の議員報酬の引き上げ、この条例に基づく議員報酬の引き上げについては反対したいと思います。

さらに申し上げましたら、先ほどありましたけれども、市民の方々の市民感情という点から申し上げても、葛城市政におきましてはいろいろな不祥事によって国庫補助金返還金、非常に多額なものを返還するということが起きて、まだその返還金も取り戻すことができおりませんし、そういう意味においても市民の方々からは非常に厳しい目で現在葛城市政を見られていると思います。その中であってこうした議員報酬の引き上げについては、私は慎重であるべきだろうと思ひまして、以上の理由で反対いたします。

以上です。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

4番、奥本君。

奥本議員 4番、奥本佳史でございます。議第59号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することに、私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

ただいま3人の方が賛成、反対で討論をされております。最後に谷原議員が今おっしゃったように、今回の件は市民感情、それから市民の理解を得られないという形とおっしゃいました。それと、報酬は変わらないところで勤勉手当として上げる。これはほかの職員さんと同じということでその部分はおかしいのではないかという話でございました。その点については私は非常に同感で理解はできるんです。ただ、なぜ今回私が賛成するかと申しますと、吉村始議員がおっしゃるように、現状、葛城市に限らず、地方議会で議員のなり手が無いというニュースが世間を騒がしております。その原因として何かというと、やはり議員の報酬、手当が少ない。このままでは家族を養えない。仮に家族の理解があつたとしても、ある程度の副業、あるいはそれ以外の何かその他の収入がない限り生活ができないという現状があつて、やはり議員のなり手が無いというところにつながっております。

県内の状況も先ほどおっしゃいましたように、県内12市の中で葛城市は最低レベルでございます。なおかつ政務活動費についてはゼロでございます。議員それぞれは基本的に市政の発展のために頑張っていかなければいけないのは当然なんですけれども、そのために勉強や調査もしないといけません。そのための資料収集、いろんなところに行って話を聞く。市内であればそう問題ないんですけども、政治というのは葛城市だけでなく、奈良県、日本全国の動向も踏まえた上でやる必要もございます。そういった意味で、政務活動費というところも当然ながらあればいいなと思うところもあるわけでございます。

民間の企業でいいますと、企業としては生き残っていかなければならない。そのためには日々の仕事を頑張るわけなんですけれども、そのために優秀な人材というのは必ず必要になってきます。優秀な人材を集めてくるにはそれ相応の報酬を用意する。これは経営の鉄則でございます。そのあたりから申しますと、市の職員さん、議員も含めて、やはりそれなりの報酬というのを保障しないとはいけません。しかしそれがイコール議員報酬の賛成というところにつながらないわけです。1つには、議員の活動の中身がわかりにくい。正直な話、活動をやってもやらなくても報酬は変わらない。その辺が市民感情を得られにくい原因があると思

います。そのあたりに関しては、今現状の法律の範囲で判断するしかないので、なかなかこうしたらいいという提案はできないんですが、最終的には選挙という形で市民からの判断をいただける形になります。議員として当選させていただいた現状では、やはりそれぞれの議員が自分の持てる力を最大限生かしながら市政に対して貢献していく、それが重要ではないかと思うわけです。そういう意味から今回の議員報酬等に関する条例の一部を改正することは賛成できると考えております。また、理事者からの我々に対して、議員としてあなた方は更なる資質の向上を期待しますよと、そういう励ましの言葉を含んでいると思いますので、私は今回賛成させていただきます。

藤井本議長 ほかに討論はないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第59号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

藤井本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第59号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第60号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

1番、杉本君。

杉本議員 日本維新の会、杉本訓規でございます。議第60号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、反対の立場で討論いたします。

給与引き上げを行えば一般財源を圧迫し、市民サービス低下が考えられます。人事院勧告によると、民間給与との較差に基づく給与改定とありますが、民間企業との比較対象は、企業規模50人以上で、かつ事業者規模50人以上の県内民間企業とあります。私が調べたところ、奈良県内全体で民間法人企業2万4,883社のうち、比較対象企業は113社とありました。余りにも偏った対象であり、今回の給与の引き上げは地域民間給与のよりの確な反映は考慮されないと考え、本議案に対し反対させていただきます。

以上です。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

2番、梨本君。

梨本議員 おはようございます。梨本洪珪です。私は、議第60号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、賛成の立場で討論させていただきます。

この条例改正については、先ほど可決となりました葛城市議会議員の議員報酬の条例改正と同様に、人事院勧告に基づき特別職の期末手当についても0.05月分を引き上げるというものでございます。ただ、特別職におかれましては、これまでの間、身を切る改革として、市長は50%、副市長は15%の給料を減額しておられます。そのため、期末手当の引き上げとはいうものの、支給される額は減額後の給与額を基礎に算出されたものとなり、必要最小限の引き上げに抑えたものとなっております。今後におきましても公約どおり行財政改革を推進していただきながら、市民第一の姿勢で市民サービスの向上に邁進されますことを期待いたしまして、本議案に対する私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

藤井本議長 ほかに討論はないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第60号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

藤井本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第60号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第61号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

1番、杉本君。

杉本議員 日本維新の会、杉本訓規でございます。議第61号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、反対の立場で討論いたします。

先ほども申し上げましたけども、給与引き上げを行えば一般財源を圧迫し、市民サービス低下が考えられます。人事院勧告を受けて引き上げるといいますが、国全体で見た場合は、民間企業の平均給与は引き上げとなっております。しかしながら、奈良県、そして葛城市ではまだまだ民間企業の方々の給与が上がってきたとはいいがたく、上位企業113社との比較は余りにも偏っており、地域民間給与のよりの確な反映は考慮されていないと考え、以上の理由で本議案に対して反対いたします。

以上です。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

3番、吉村君。

吉村始議員 議第61号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

さて、今回の条例改正については、国家公務員に対する人事院勧告に基づき、葛城市の一般職員の給与などについてもその適用を準用して、給与表を平均して0.2%引き上げ、勤勉手当については0.05カ月分引き上げるというものでございます。職員の給与というものは家族の生活を支える生活給であります。広報かつらぎの12月号では、葛城市の平成29年のラスパイレス指数は、国家公務員の給与額を100%としましたところ、94.2%と掲載されておりました。私の調べたところでは、県下12市ありますが、その中で最下位であります。私は一時期、ほかの滋賀県の自治体で公務員もしておりました経験もありますけれども、そのときもひしひしと感じておりましたけれども、自治体間の競争というものがあまして、そして、今後この競争というものはますます熾烈になることが予想されます。給与水準が今のままでは優秀な人材の確保、また職員のモチベーションの低下をもたらすのではないかと危惧するところがございます。反対にこういうモチベーションが上がれば、先ほど杉本議員は市民サービスの低下を危惧しておられましたけれども、モチベーションの向上によって市民サービスの向上がもたらされるということを私は考えております。

今回の条例改正は当然のことといたしまして、早期にラスパイレス指数の改善にも取り組んでいただくことを求めまして、私の賛成討論とさせていただきます。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

6番、谷原君。

谷原議員 日本共産党の谷原一安でございます。私もこの条例案に賛成する立場から討論に参加いたします。

人事院勧告というのは、公務員が労働基本権を制約されている代償措置として、国の第三者機関として設置されているものであります。すなわち、労働基本権がないために賃金交渉ができないということで、民間の給与実態等を調べて、民間と公務員の間の較差が有意に生じれば、引き上げたり、あるいは引き下げたりする、そういう勧告を行います。今回につきましては引き上げ勧告ということになりました。先ほど来、杉本議員の方からご意見がありましたけれども、どの事業所規模と比べるかによって、確かに民間企業の賃金というのは、大企業は高いし、中小零細企業は低いわけでありますから、どこを比べるかということは、これは人事院としてもこれまで、あるいは社会情勢等の変化の中で調査規模についてはいろいろと変えてきております。公務員大改革によって事業者規模が現在50人というふうになっておりますけれども、そのために公務員給与は過去と比べても大きく引き下げられているのが実態であります。しかしながら、人事院も人材確保の観点から、このままでどうなのかという調査もあわせてやっております。例えば、大学生で公務員試験を受ける人が落ちた場合、どの企業に勤めているのか。高校生もそうですけれども、公務員を落ちた場合どの企業に就職しているのか。その事業所を見ますと大体1,000人規模ぐらいの事業所になっております。したがって、現在の公務員給与が、民間の同等の人材を確保する上で果たしてこの給与でいいのかということは人事院もずっと追跡しているわけでありますけれども、現状では50人という規模になっております。したがって、そういう観点からしても、世間の賃金相場からしても、公務員の方の賃金がそう高いというわけでは決してないと私は考えておりま

す。今後、人材確保の上でも、葛城市の場合はラスパイレス指数も94.5%でしたか、95%を切っておりますから、葛城市の職員さんの賃金も決して高いものではございません。したがって、今回の改定は人事院勧告どおりしっかりと改定する必要があるかと思えます。

さらに、つけ加えて申し上げますと、賃金表作成というのは大変技術が必要でありますから、大企業や中堅企業など人事部がしっかりとお金を使えるところはきちっと、賃金表は人事管理の柱でありますから、非常に専門的なものでありますから、作成する能力はありますけれども、そうした賃金表を作成することがなかなかしにくい中小零細企業などは、公務員の賃金表を準用して行っております。したがって、公務員給与の改定というのは単に公務員の給与が引き上がるだけでなく、地域の中小零細企業の賃金の引き上げと連動するものでもありますし、ひいて言えば年金支給額にも大きく関係するわけありますから、地域経済を向上させるという点からも、今回の引き上げについては勧告どおり行うべきであろうと考えます。

以上で賛成の討論といたします。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第61号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

藤井本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第61号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第62号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第62号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第62号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議第64号から日程第12、議第69号議案までの6議案を一括議題といたします。

本6議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求

めます。

7番、内野悦子君。

内野厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第64号、議第65号、議第66号、議第67号、議第68号及び議第69号の6議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第64号、平成30年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

若干の質疑がございましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第65号 平成30年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第66号 平成30年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第67号 平成30年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑では、霊苑事業費の償還金221万4,000円の増額理由はという問いに対し、墓地返還の増加によるものであり、当初予算では、A区画27万円の2件分、B区画45万円の8件分、C区画90万円の2件分の合計12件分を計上していましたが、11月末までに墓守がないことや別の墓を購入、遠方に転出された等の理由により合計12件の返還申請がありました。さらに、返還数は年により変動があるものの増加傾向にあり、今後も返還が見込まれるため、A区画2件分、B区画7件分の合計9件分、221万4,000円を補正予算に計上させていただいたという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第68号 平成30年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第69号 平成30年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

若干の質疑がございましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で厚生文教常任委員会の報告とさせていただきます。

藤井本議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。
日程第7、議第64号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第64号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第64号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第65号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第65号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第65号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第66号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第66号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第66号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第67号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第67号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第67号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議第68号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第68号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第68号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第69号議案について討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第69号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第69号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議第63号議案を議題といたします。

本案は各常任委員会に分割付託されておりますので、審査の結果報告を各委員長に求めます。

まず、総務建設常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

9番、増田順弘君。

増田総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第63号、平成30年度葛城市一般会計補正予算(第5号)の議決について、総務建設常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、人口ビジョン等見直し業務委託料500万円の内容について伺いたいという問いに対し、葛城市の人口については、合併当時が3万5,513人であった。それに対し、平成30年10月1日時点では3万7,427人と人口増加の傾向になっており、その理由としては、大阪市内からのアクセスのよさ、近隣市町村と比較して教育、福祉のサービスがよいことなどが挙げられ、子育て世帯を中心に市外からの転入が増加していることが要因と考えられる。

また、国では、平成31年10月から幼児教育、保育の無償化の実施を検討しており、これが実施されることで市内の子育て世帯が共稼ぎを始めるなど、ライフスタイルの変化や更なる

子育て世帯の本市への流入などによって、本市の人口動態に影響が生じることも考えられる。これら近年における本市を取り巻く状況の変化を踏まえ、平成27年度に策定した葛城市人口ビジョンの見直しを行うとともに、今後の本市における子育て世代の将来動向についての分析作業をコンサルティング業者に委託するための費用であるという答弁がありました。

また、地方税共通納税システム改修委託料164万4,000円の内容について伺いたいという問いに対し、インターネットを利用して地方税の電子申告を行うシステムであるeLTAXに、平成31年度10月から新たに地方税共通納税システムが導入され、法人税と市民税の特別徴収分について、従来は市町村から送付された納税通知書を各企業が金融機関に持参して支払うという方法であったのに対し、今後は各企業がインターネットを利用し、1回の操作で複数の市町村に送金することが可能となる。これに伴い、来年10月からのシステム化等に向けたテスト環境を来年1月中に整備する必要があるため、本市の基幹システムの改修に係る費用として、本定例会において補正予算を計上したという答弁がありました。

委員からは、新システムの導入による収納率への影響はという問いがあり、新システムの導入が収納率の向上に直接結びつくかはわからないが、各企業にとっては、パソコンなどを利用し、一度に納付することができることによって金融機関に行く手間が省け、納め忘れなどが改善されるもので、一定の効果が見込めるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

以上であります。このほかにも各委員からは活発な質疑がなされ、また多くの意見が出されており、これを付け加えまして、総務建設常任委員会の報告といたします。

藤井本議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、厚生文教常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

7番、内野悦子君。

内野厚生文教常任委員長 ただいま上程をされております議第63号、平成30年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について、厚生文教常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、体育施設費、補修等材料費700万円と管理用機器購入費1,400万円の内容はという問いに対し、第一健民グラウンド及び新町公園グラウンドの芝が傷んでいる状況の中、来年度開催予定の全国中学校サッカー大会を機会として芝の整備をさせていただくためのものである。補修等材料費については、第一健民グラウンドの芝は現在、部分的に傷みが激しいため、メイングラウンドの3分の1程度に目土を入れるものであり、その費用に550万円を計上している。また、目土が雨等で流出するのを防ぐための木柵費用として150万円、合計700万円を計上させていただいた。管理用機器購入費については、芝生の管理のために3種類の機械を購入するものである。その内容として、芝刈り機に570万円、刈った芝を集めるスィーパーに370万円、グラウンドに穴をあけて根に空気を通すエアレーションのための機械に460万円、合計1,400万円を計上させていただいたという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、機械購入後、芝の管理について今後どのようにして

いくのかとの問いに対し、現在はグラウンド整備は業者委託しており、芝刈り機については年9回依頼しているが、芝を良好な状態に保つには少なくとも年間90回程度の芝刈りが必要ではないかという参考意見を専門家にいただいた。これを委託すると芝刈り部分だけで年間800万円程度の費用がかかると予測され、毎年委託するには費用負担が大きいと判断した結果、芝刈りに係る手入れ部分は職員で対応することとし、機械を購入する補正予算を計上させていただいた。他の管理である肥料、除草、殺虫等については今までどおり業者に委託する予定であり、今後は専門家等にご指導をいただきながら芝の管理に努めてまいりたいという答弁がありました。

次に、保健体育施設災害復旧費の工事請負費3億5,700万円の内容はという問いに対し、台風21号の被害を受けた当麻スポーツセンターの機能を復旧させる修繕工事費であり、主な箇所としては、屋根、床、内部の壁であり、それらに付随して電気設備部分の工事も実施する。財源については災害復旧事業債を予定している。被災した建物の保険金については上限2億円で、どの程度認定されるかわからないが、復旧に要した費用の2分の1程度になると聞いているが、まだ確定していないので今回の補正予算には計上していない。また、設計については臨時会で承認をいただいた予算で既に着手しているが、詳細な部分については今月末に完了する予定であり、早期に復旧することを目指して今後も取り組んでまいりたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されっておりますことをつけ加えて、厚生文教常任委員会のご報告とさせていただきます。

以上でございます。

藤井本議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原君。

谷原議員 日本共産党の谷原一安です。私は、一般会計補正予算の議決について賛成の立場で討論いたします。

先ほど来、厚生文教常任委員会及び総務建設常任委員会からご報告いただきましたとおり、今後必要な施策が含まれていると思います。とりわけ職員給与改定に伴う補正予算であるということが1つ、それから、先ほど来出ております人口ビジョンとか、あるいは全国中学校サッカー大会へ向けての準備とか、あるいは当麻スポーツセンターの体育館の補修、これらはいずれも必要であろうかと思えます。私は、さらにそれにつけ加えまして、要保護・準用

保護家庭の入学前の入学準備にかかわる準備金について、これまでは入学後に支給されておりましたが、今回の補正予算において入学前に支給されることになりました。これは子育てを支援する葛城市の施策にとって必要な補正予算であったかと思えます。

以上の理由で賛成いたします。

藤井本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第63号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告はいずれも可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第63号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、発議第11号、認知症施策の推進を求める意見書を議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

7番、内野悦子君。

内野議員 ただいま上程を賜りました発議第11号、認知症施策の推進を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々ふえ続けております。2015年に推計で約525万人であったものが、2025年には推計で700万人を突破すると見込まれております。認知症は今や誰でもが発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要であります。また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても尊厳を持って生きることができる社会の実現を目指し、当事者の意思を大切に、家族等も寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、若年性認知症などこれまで十分に組み込まれてこなかった課題にも踏み込んでいく必要があります。さらに、認知症施策に関する課題は、今や医療、介護だけではなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっております。よって、政府におかれましては、認知症施策の更なる充実、加速化を目指し、基本法の制定も視野に入れた以下の事項に取り組むことを強く求めます。

1、国や自治体を初め、企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。

2、認知症診断直後は相談できる人がいないといった人が多く存在しており、診断直後の空白期間が生じております。この空白期間については、本人が必要とする支援や情報につなげることができるよう、認知症サポーターの活用やガイドブックを作成することによる支援体制の構築を図ること。

3、若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的、効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。

4、認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通し、有効な予防法や行動、心理症状に対する適切な対応など、認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発、早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたりハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

説明は以上でございます。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

藤井本議長 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定をいたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第11号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、一覧表記載事項について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

去る7日の開会以来、議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また、格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が極めて円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

これをもちまして本定例会が閉会するわけですが、各執行機関におかれましては、議員各位から会期中に出された意見や要望を真摯に受けとめられ、平成30年度事業の執行並びに平成31年度の予算編成に当たられますよう要望し、私の閉会の挨拶といたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月7日に開会されました平成30年第4回葛城市議会定例会が、本日をもちまして全日程を終えさせていただき、閉会となりました。提案いたしました議案につきまして、慎重なるご審議を賜り、いずれも同意、可決いただきましたことに心より感謝を申し上げる次第でございます。議員の皆様から本会期中にいただきましたご意見を真摯に受けとめ、また、これからの市政運営に活かしてまいる所存でございます。議員各位におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

今年も残すところ10日余りとなりました。皆様におかれましては、寒い季節、お体に十分ご留意をいただき、新年を迎えていただきますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

藤井本議長 以上で平成30年第4回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午前11時29分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 藤井本 浩

議 会 副 議 長 川 村 優 子

署 名 議 員 増 田 順 弘

署 名 議 員 岡 本 吉 司